

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 平成30年度半田常滑看護専門学校管理組合予算
日程第4 半田常滑看護専門学校管理組合情報公開条例の制定について
日程第5 半田常滑看護専門学校管理組合個人情報保護条例の制定について
日程第6 半田常滑看護専門学校管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである（7名）

| | | | | |
|----------|---|---|---|----|
| 常滑市議会議長 | 川 | 原 | 和 | 敏 |
| 常滑市議会議員 | 伊 | 奈 | 利 | 信 |
| 常滑市議会議員 | 加 | 藤 | 代 | 史子 |
| 半田市議会議長 | 久 | 世 | 孝 | 宏 |
| 半田市議会副議長 | 山 | 田 | 清 | 一 |
| 半田市議会議員 | 榊 | 原 | 伸 | 行 |
| 半田市議会議員 | 鈴 | 木 | 幸 | 彦 |

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|------------|-------|---|---|---|---|
| 管理者 | 半田市長 | 榊 | 原 | 純 | 夫 |
| 副管理者 | 常滑市長 | 片 | 岡 | 憲 | 彦 |
| 常滑市福祉部長 | | 竹 | 内 | 洋 | 一 |
| 常滑市民病院事務局長 | | 山 | 本 | 秀 | 明 |
| 半田市健康子ども部長 | | 折 | 戸 | 富 | 和 |
| 市立半田病院事務局長 | | 竹 | 内 | 甲 | 司 |
| 会計管理者 | 半田市 | 伊 | 藤 | 浩 | 卓 |
| | 会計管理者 | | | | |
| 半田常滑看護専門学校 | 校長 | 石 | 田 | 義 | 博 |
| 半田常滑看護専門学校 | 副校長 | 倉 | 内 | 敏 | 江 |
| 半田常滑看護専門学校 | 事務長 | 林 | | 雅 | 彦 |
| 半田常滑看護専門学校 | 副主幹 | 木 | 原 | 和 | 幸 |
| 半田常滑看護専門学校 | 主査 | 有 | 松 | 洋 | 子 |

○議長（久世 孝宏議員）

みなさん 本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成30年第1回半田常滑看護専門学校管理組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、7名です。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

議事日程に入ります前に、組合管理者から発言の申し出がありましたので、これを許します。

○管理者（半田市長 榊原純夫）

本日は、平成30年第1回半田常滑看護専門学校管理組合議会定例会の開会に際し、議員各位におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜り、心よりありがとうございます。

また、平素は当管理組合の運営に格別のご理解と、ご指導を賜りまして、心より厚くお礼を申し上げます。

今年度も、残すところ1か月余でございますが、せつかくの機会ですのでこの場をお借りをしまして、本校の近況について、ご報告をさせていただきます。

まず、第107回看護師国家試験は2月18日の日曜日に実施で、本校から35名が受験をいたしました。

合格発表は、3月26日となっております。

結果につきましては、全員合格との吉報を心待ちしているところでございます。

続きまして、平成30年度入学試験の状況につきまして、ご報告を申し上げます。

昨年11月4日に推薦入学試験と社会人入学試験を実施させていただき、推薦入学試験は20名、社会人入学試験は6名の合わせて26名を合格者といたしました。その後、社会人2名の入学辞退の申し出がございました結果、入学予定者は24名となっております。

一般入学試験につきましては、昨年より14名増の165名の応募があり、1月15日に試験を実施し、1月29日に合格発表を行いました。

一般入学試験の合格者といたしましては、40名定員の残り16名を決定すると

ころでございますが、合格者の多くは、大学や他の看護専門学校などを併願受験をしており、合格を辞退される方も予想して46名を合格と決定をいたしました。このうち、本校が指定をしました2月13日までに入学手続きを終えた者は、21名となっておりますが、入学予定者につきましては、流動的な状況となっております、今後の動向を注視しているところでございます。

次に卒業生の就職状況について、ご報告申し上げます。

本年度の卒業生は、35名の予定をしております。

母体病院である半田市立半田病院には27名、常滑市民病院には5名の合計32名の就職が内定をいたしております。

今後とも市立半田病院、常滑市民病院にひとりでも多くの学生が就職するよう努めてまいります。

また、3月9日午後2時から卒業式、4月3日午後2時から入学式を、それぞれ予定いたしておりますので、万障お繰り合わせの上、ご出席賜りますようお願いいたします。

本日ご審議いただく議題につきましては、平成30年度当管理組合予算及び管理組合情報公開条例、同じく個人情報保護条例並びに管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、をお願いをいたしております。

よろしくご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（久世 孝宏議員）

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、よろしくお願い申し上げます。

『日程第1』会議録 署名議員の指名についてを行います。

議長において伊奈利信議員、・原伸行議員を指名します。

『日程第2』会期の決定についてを、議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定しました。

『日程第3』議案第1号を、議題とします。

当局の提案説明を求めます。

○事務長（林 雅彦）

ただいまご上程いただきました議案第1号、平成30年度半田常滑看護専門学校管理組合予算についてご説明を申し上げます。

議案書にあります、平成30年度予算書及び予算説明書の1ページをお願いいたします。

平成30年度半田常滑看護専門学校管理組合の予算は、次に定めるところによります。

第1条第1項として、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ181,957,000円と定めます。第2項として、歳入歳出予算の、款、項の区分及び該区分ごとの金額は「第1表、歳入歳出予算」によります。説明の都合上、7ページからの歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

この予算につきましては、半田市の予算編成方針に基づき作成したもので、予算総額においては、本年度181,957,000円で、前年度との比較で16,405,000円の減額となりました。

予算説明書10・11ページをお願いいたします。

歳入からご説明申し上げます。

1款1項1目分担金は、本年度149,030,000円で、前年度比較は16,422,000円の減額となりました。

その内訳として、1節学校管理費分担金の149,030,000円は、半田市、常滑市に在住する学生数の見込みにより算定し、説明欄のとおり、半田市71.24%、常滑市28.76%で、それぞれ記載の金額となりました。

2款1項1目手数料の1節、手数料27,510,000円は、説明欄に記載のとおり、

受験料、入学金及び授業料で、内訳として受験料は2,000,000万円、入学金は2,350,000円、授業料は23,160,000円をそれぞれ見込みました。

3款繰越金は、前年度と同様の2,000,000円の計上です。

4款1項1目雑入の3,417,000円は、1節雑入で、説明欄に記載のように、自動販売機設置場所貸付料、施設使用料、コピーカード代、再・追試験料及び年間教材費等となります。

続きまして12・13ページをお願いいたします。

歳出について、主な項目についてご説明申し上げます。

2款1項1目学校運営費は、181,053,000円を計上し、前年度と比較して16,405,000円の減額であります。理由としましては、教員1名の育休復帰等、また退職手当の増額など人件費の増額はありましたが、講堂天井改修工事の減などにより、物件費が減額したことによるものです。

主なものについて説明をいたします。

学校運営費の説明欄の2節給料は、専任教員12名と事務職3名の合計15名の職員給です。

3節職員手当等は、定年退職者に伴う退職手当の増及び住居手当について、持ち家を含めた一律支給を廃止し、借家に対する補助へ切り替えることによる減などを見込み、全体で50,351,000円を計上しました。

説明欄の最下段、7節賃金は、専任教員1名の育休復帰により、全体では昨年より1名減の予算とし、3名分7,396,000円を計上しております。

14・15ページをお願いいたします。説明欄の中段上あたり、11節需用費は消耗品費、修繕料等で、このうち、消耗品費につきましては、老朽化が進んだ学生用椅子の購入について、前年度1、2年生90脚としていたものを、今年度は3年生、45脚の購入とし、需用費全体では9,608,000円、対前年度比で404,000円の減となりました。

13節委託料の主なものは、学生健康診断委託料、施設設備の保守点検委託、実習委託などです。また、国が示す統一的な基準による地方公会計制度の導入に伴い、説明欄の最下段にあります公会計財務4表作成支援業務委託として324,000円を計上し、地方公会計制度に対応してまいります。

なお、昨年度計上した、講堂天井改修工事監理委託料の減などがあり、委託料全体では、10,572,000円を計上し、前年度と比較して、2,140,000円の減となり

ま

した。

16・17 ページをお願いします。

14 節使用料及び賃借料のうち、上から 5 段目、情報科学実習室・教務室等パソコン借上料 2,810,000 円につきましては、情報科学実習室 45 台、教務・事務室 16 台及び周辺機器の借上料です。

なお、学生印刷室の印刷機の老朽化に伴い、新たに印刷機 1 台の借上料 65,000 円を、また、教育用機器借上料として、ALS シミュレータ 1 台と心電図計 2 台の再リース料 90,000 円など合わせて 3,810,000 円を計上しております。

15 節工事請負費につきましては、屋上防水塗替工事 1,955,000 円を計上し、3 階屋上及び 2 階テラスの防水工事を実施します。なお、講堂天井改修工事の終了により、工事請負費は前年度に比べて 32,681,000 円の減額となりました。

18 節備品購入費 969,000 円につきましては、前年度まで計上していた看護実習室への電動ベッド 20 台の更新が終了したことにより、対前年度で 1,379,000 円の減となりました。

19 節負担金補助及び交付金の主なものとして、教員養成講習会研修費 500,000 円につきましては、30 年度は愛知県が教務主任養成講習の実施を予定しており、本校からも受講を計画しているもので、また、下段に記載の派遣職員人件費負担金 7,875,000 円につきましては、平成 29 年度より実施している、市立半田病院からの職員の派遣受け入れによる、派遣人件費負担金です。

18・19 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目予備費 500,000 円は、前年度と同額の計上です。

以上、歳入歳出予算の総額は、181,957,000 円で、収支の均衡を図っております。

参考資料としまして、20 ページ以降に給与費明細書を添付いたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久世 孝宏議員）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

ご質疑なしと認めます。

これより討論に入るわけでありますが、ただいまのところ通告はありませんので、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

『日程第4』議案第2号を議題とします。

当局の提案説明を求めます。

○事務長（林 雅彦）

ただいま、ご上程賜りました議案第2号半田常滑看護専門学校管理組合情報公開条例の制定についてご説明いたします。

議案書27ページをお願いします。

半田常滑看護専門学校管理組合の行政情報の公開につきましては、半田市情報公開条例の規定の例により、その運用を図ってきたところですが、あらためて、半田市情報公開条例の規定に準拠し、半田常滑看護専門学校管理組合情報公開条例を制定し、情報公開の適正な運用を図りたいとするものです。

主な条文についてご説明いたします。

第1条、第2条は条例の目的、用語の定義の規定です。このうち、第2条第3号において、情報公開の実施機関は、管理者、監査委員、議会と定めます。

第3条、第4条は、実施機関等の責務を、また、第5条は、住民の情報公開を請求する権利の規定となります。

第6条は公開の義務に関する規定で、併せて「非公開情報」の内容を定めます。

29ページをお願いします。中段あたりになりますが、第7条では、公益上の理由による裁量的な公開の規定を、また、第8条から第11条において、公開の請求手続、公開等の決定、通知など情報公開に係る取扱いを規定しています。

30 ページをお願いします。中段の上あたり、第 12 条の規定では、情報公開の非開示決定等に対する審査請求については、審理員制度など、行政不服審査法の一部を適用除外とし、第 13 条は、審査請求があった場合、別に設置する半田常滑看護専門学校管理組合情報公開・個人情報保護審査会に対し諮問することなどを定めるものです。

31 ページをお願いします。

附則として、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行したいとするものです。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久世 孝宏議員）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

○鈴木幸彦議員

議案第 3 号の個人情報保護条例、第 4 号の情報公開・個人情報保護審査会条例にも関係することだが、今までは半田市の関係条例を準用してきたとのことだが、この時期、このタイミングで制定する理由は何か。

○事務長（林 雅彦）

本管理組合の情報公開、個人情報保護制度等への対応については、半田市の条例の規定の例に基づき、適切な対応に努めてまいりましたが、開示決定等に対する審査請求に対し、本管理組合も情報公開・個人情報保護審査会を条例で設置したい考えがありました。当該審査会につきましては、半田市の専門的な審査会委員と兼務して委嘱する考えであり、半田市の審査会委員の改選に合わせ、平成 30 年 4 月 1 日に向け、関係条例を制定したいとするものです。

○議長（久世 孝宏議員）

これより討論に入るわけではありますが、ただいまのところ通告はありませんので、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

『日程第5』議案第3号を議題とします。

当局の提案説明を求めます。

○事務長（林 雅彦）

ただいま、ご上程賜りました議案第3号半田常滑看護専門学校管理組合個人情報保護条例の制定についてご説明いたします。

議案書33ページをお願いいたします。

半田常滑看護専門学校管理組合の保有する、個人情報の保護につきましては、半田市個人情報保護条例の規定の例により、その運用を図ってきたところですが、あらためて、半田市個人情報保護条例の規定に準拠し、半田常滑看護専門学校管理組合個人情報保護条例を制定し、個人情報の適正な取り扱いを図りたいとするものです。

主な条文についてご説明します。

本条例は、第1章から第5章までで構成しており、第1章は総則の規定で、33ページ以降、第1条から第5条において、条例の目的、用語の定義、また、個人情報保護に係る実施機関等の責務をそれぞれ規定しています。なお、実施機関につきましては、情報公開条例と同様に、第2条第1号において、管理者、監査委員、議会と定めています。

35ページをお願いします。

第2章は実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する規定で、第1節では、保有個人情報の取扱いの制限を定めています。

このうち、主な条文として、第6条は、個人情報の収集は原則本人から収集するなど収集の制限を規定し、36ページをお願いします。第7条は、事務の目的以外の個人情報の利用、提供を制限する規定となり、最下段にあります第9条では、オンライン結合による個人情報の提供の制限を規定します。

37 ページをお願いします。中段の上あたりになります。第 2 節は、保有個人情報
の適正な管理等の規定で、主な条文として、第 10 条では、実施機関における
個人情報の適正な管理を、第 11 条では職員の義務を、第 12 条では事務を委託す
る場合の措置等を規定します。

38 ページ、中段下あたりをお願いします。

第 3 章は、自己情報の開示、訂正及び利用停止に係る規定です。

このうち、第 1 節は、自己情報の開示に関するもので、主な条文として、第 15
条で自己情報の開示請求権を、また、39 ページの第 17 条では実施機関の開示義
務にあわせ、「不開示情報」を定めます。

なお、その他自己情報の開示に係る各取扱いについて、41 ページ以降になりま
すが、第 18 条から第 26 条の各条において規定します。

43 ページ中段下あたりをお願いします。第 1 節の規定と同様に、第 2 節、第 27
条から第 32 条において、自己情報の訂正請求権など、訂正に係る各取扱いを、ま
た、45 ページをお願いします。第 3 節、第 33 条から第 37 条の 2 において、自己
情報の利用停止請求権など利用停止に係る各取扱いを、それぞれ規定するもので
す。

46 ページをお願いします。中段下あたり、第 4 節は、審査請求等に係る規定で
あり、第 37 条の 3 において、情報公開条例と同様に、自己情報の開示決定等に伴
う審査請求について、行政不服審査法の一部を適用除外とし、47 ページの第 38
条では、審査請求があった場合、半田常滑看護専門学校管理組合情報公開・個人
情報保護審査会へ諮問することなどを定めます。

48 ページをお願いします。中段上あたり、第 4 章は雑則規定となります。

最後に、第 5 章は罰則規定であり、第 44 条から 49 ページの第 47 条において、
半田市個人情報保護条例の規定と同様に規定するものです。

なお、本罰則規定につきましては、事前に名古屋地方検察庁との協議を終え、
内容について特に問題はないとの回答をいただいております。

附則として、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行したいとするものです。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久世 孝宏議員）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

ご質疑なしと認めます。

これより討論に入るわけではありますが、ただいまのところ通告はありませんので、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

『日程第6』議案第4号を議題とします。

当局の提案説明を求めます。

○事務長（林 雅彦）

ただいま、ご上程賜りました議案第4号半田常滑看護専門学校管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、ご説明いたします。

議案書51ページをお願いします。

半田常滑看護専門学校管理組合情報公開条例及び半田常滑看護専門学校管理組合個人情報保護条例、以下説明では「関係条例」とさせていただきます。これら関係条例の制定に伴い、半田常滑看護専門学校管理組合情報公開・個人情報保護審査会を設置し、審査請求等に対する必要な調査・審議を行うため、半田常滑看護専門学校管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定したいとするものです。

なお、半田常滑看護専門学校管理組合情報公開・個人情報保護審査会については、以後「審査会」とさせていただきます。

主な条文についてご説明します。

第1条は趣旨に関する規定、第2条は用語の定義に関する規定です。第3条は

設置に関する規定で、関係条例の規定によりその権限に属する事項を行うため、審査会を設置するものです。

第4条は組織に関する規定で、委員は5人以内で組織します。また、第5条では、委員は管理者が委嘱し、その任期は2年とします。

第6条は審査会の調査権限を規定し、52ページをお願いします。第7条から第9条において、審査請求人等による意見陳述の実施、意見書等の提出などについて規定します。

第10条では、調査審議手続きは非公開とし、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行したいとするものです。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久世 孝宏議員）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

ご質疑なしと認めます。

これより討論に入るわけではありますが、ただいまのところ通告はありませんので、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

これにて今期定例会に付議されました事件はすべて終了しました。

よって、平成30年第1回半田常滑看護専門学校管理組合議会定例会を閉会します。